

山梨県立博物館企画展ディスプレイ業務に係る一般競争入札公告

山梨県立博物館が発注する山梨県立博物館企画展「県都甲府の500年」(平成31年3月16日から同年5月13日まで)ディスプレイ業務に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告します。

平成31年2月20日

山梨県立博物館 副館長 宮阪佳彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
山梨県立博物館企画展ディスプレイ業務 一式
- (2) 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- (3) 履行期間
契約の日から平成31年3月15日まで
- (4) 履行場所
山梨県立博物館

2 事務を担当する所属

山梨県立博物館
〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1501番地1

3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日以後に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。)
 - 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き2年以上営業を営んでいない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 調達をする役務の数量及び仕様等に適合した役務を確実に履行することができることを、別に副館長が定めるところにより明らかにした者であること。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成14年2月28日山梨県告示第64号)に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間に於いて、国(独立行政法人を含む。)、都道府県又は政令指定都市の設置する博物館、美術館等の特別の企画による展示の演示業務契約を元請けとして結び、当該業務契約を履行した実績を有する者であること。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から平成31年2月21日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、(2)により入札説明書の交付を受けた者には同じものを交付する。

(2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成31年2月21日までの日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2に掲げる場所において直接交付する。

これ以外の方法による交付を希望する場合は、平成31年2月21日午後3時までに5(6)の問い合わせ先に電話連絡すること。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

日時 平成31年2月25日午後1時15分

場所 山梨県笛吹市御坂町成田1501番地1

山梨県立博物館 交流室

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第108条の2の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

からまでに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(6) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) その他

落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先 山梨県立博物館(電話055-261-2631)